総務委員会修正案

令和元年 12 月 11 日

（議案第 36 号）

特別職の職員の給与等に関する条例及び非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案に対する修正案

特別職の職員の給与等に関する条例及び非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

第１条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)」を付し、同条のうち、特別職の職員の給与等に関する条例第５条第２項の改正規定中「６月に支給する場合には１００分の２２２．５、１２月に支給する場合には１００分の２２７．５」を「１００分の２２５」に改め、第１条に次の改正規定を加える。

附則に次の１項を加える。

８　令和２年６月及び同年１２月の期末手当の額に限り、第５条第２項中「１００分の２２５」とあるのは、「１００分の２２２．５」とする。

第２条を次のように改める。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第２条　非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和５５年船橋市条例第２号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

１５　令和２年６月及び同年１２月の期末手当の額に限り、第５条第２項の規定にかかわらず、それぞれ基準日現在（辞職し、又は死亡した議長等にあっては、辞職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬月額に、当該額に１００分の２０を乗じて得た額を加算した額に１００分の２２２．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

⑴　６箇月　１００分の１００

⑵　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０

⑶　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０

⑷　３箇月未満　１００分の３０

第３条を削る。

附則を次のように改める。

この条例は、令和２年４月１日から施行する。